

## キャリア形成促進助成金のご案内

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために、助成金をご活用ください

この助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する事業主に対して助成する制度です。具体的には、従業員に対して行う職業能力開発に関する計画（事業内職業能力開発計画および年間職業能力開発計画）に基づいて訓練などを行った事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成します。ここでいう訓練などには、職業訓練のほか、職業能力検定およびキャリア・コンサルティングも含み、その経費や受験時間などに対する賃金も助成の対象となります。

### 目次

● 助成対象訓練の種類	2
● 助成金の受給までの流れ	
● 助成金を活用できる事業主	3
● 中小企業事業主の判断基準	
● 助成対象訓練	4
政策課題対応型訓練	
①若年人材育成コース	
②成長分野等人材育成コース	
③グローバル人材育成コース	
④熟練技能育成・承継コース	
⑤認定実習併用職業訓練コース	
⑥自発的職業能力開発コース	
一般型訓練	
● 助成金を活用できる事業主についての注意事項	8
● 用語の説明	
● 助成内容	9
● 東日本大震災復興対策としての特例措置	
● 助成対象とならない職業訓練等の例	10
● 助成金を活用する際の注意事項	12
● 平成24年度キャリア形成促進助成金からの変更点	13
● ご注意	14



## 助成対象訓練

### <政策課題対応型訓練>

#### ① 若年人材育成コース

訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の若年労働者を対象とする訓練を実施する事業主に対して助成金を支給します。

訓練対象者	雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の雇用保険の被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Off-JTにより実施される訓練であること (事業主自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練)</li> <li>● 助成対象訓練時間が20時間以上であること</li> <li>● 訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の若年労働者を対象とする訓練であること</li> </ul>
実施訓練例	基幹人材として必要な知識・技能を順次取得させる訓練 (1年目：プレス加工基礎研修 2年目：金型図面の見方研修 3年目：溶接技能研修)

## 助成内容

政策課題対応型訓練		
Off-JT	経費助成※1	訓練に要した経費※4の1/2
	賃金助成※2	受講者1人1時間当たり800円
OJT	実施助成※3	受講者1人1時間当たり600円
一般型訓練		
Off-JT	経費助成※1	訓練に要した経費※4の1/3
	賃金助成※2	受講者1人1時間当たり400円

※1 1人1コース当たりの訓練時間が300時間未満の場合は5万円、300時間以上600時間未満の場合は10万円、600時間以上の場合は20万円を限度とします。

※2 1人当たりの賃金助成時間数は、1コースにつき原則1,200時間を限度とします。  
(認定職業訓練は、1,600時間)。

※3 認定実習併用職業訓練でOJTを実施する場合の助成で1人1コース当たり408,000円を限度とします。

※4 対象となる経費(消費税込み)は、以下のとおりです。

- ・事業内で自ら訓練を行う場合…部外講師の謝金(1時間当たり3万円が限度)  
施設・設備の借上げ料、教材費など
- ・事業外の教育訓練機関で訓練を行う場合…入学期、受講料、教科書代  
(あらかじめ受講案内などで定められているもの)など
- ・職業能力検定、キャリア・コンサルティングに要した経費